

トランシーバ

言語生活編集部より、言葉に関する機械の一つとしてトランシーバについて何か書くよううにとの依頼を受け、あらためてトランシーバという名称について考え方を得た。

まずトランシーバ(Transceiver)なる言葉の由来は、一つの框体に無線送信装置(Transmitter)と無線受信装置(Receiver)を一体に組込んだもので、一部の構成回路の共通部分が共用されている通信装置の総称である。したがって、寸法、重量、形態等には無関係な言葉であり、この形式の通信装置は広く、地上無線局、あるいは船舶局、航空機、車輛、有人飛行衛星局等の搭載局用機器として使用されている。

このトランシーバの一種に、手で持ち歩きながら運用できるように小形化したものがあり、近距離の野外通信用に重用されており、これはウォーク・トーキ(Walkie-Talkie)またはハンディ・トーキ(Handy-Talkie)と呼ばれている。

しかるに編集子が言うトランシーバとは、いわゆるシチズン・バンド(Citizen-Band)通信機(我が国では市民バンド)を指している。市民バンド通信は、国際的に個人目的に供する目的で使用が許可されている特殊な通信システムで、我が国の電波法規で認められている市民バンド通信機はすべて、前記のウォーク・トーキまたはハンディ・トーキのカテゴリーに属している。

現在の日本では、単にトランシーバと言うと、ほとんどこの市民バンド・ウォーク・トーキを指していることが多い。誰がこのよう

な呼び名を普及させた張本人であるかは別として、広義の名称を狭義の名称に用いて普及させてしまった、誤った言葉の使い方の好例の一つでないかと思う。

このトランシーバの現実をふまえ、米国を皮切りに先進各国では、小送信電力の近距離通信用トランシーバの一部に一定の周波帯を指定して、正規の手続きによるよりもはるかに簡素化された手続きで、比較的容易に無線機が使用できる制度を作り、一般の人々でも現金輸送、工事連絡、販売連絡等の目的や、また干渉・混信等の妨害を与えることを防ぐため国連の下部機構として、国際電気通信条約機構(CCIR)を作り、その定めるところによっている。

よって、それぞれ国内法を定めて使用を規制している。

第二次大戦になると世界的な情報社会の発展が起り、超大容量の通信回線の開発が進み、その結果、約二〇年前まで通信の主流になつたモールス符号によるトン、ツー通信があつという間に姿を消してしまつた。代つて今日では移動局等ですら無線電話に変わり、それに伴つて以前は特別な訓練を受けた通信士のみに操作が許されていた通信業務が、ぐつと簡素化され、素人の使用範囲に近づいてきた。

このような現実をふまえ、米国を皮切りに先進各国では、小送信電力の近距離通信用トランシーバの一部に一定の周波帯を指定して、正規の手続きによるよりもはるかに簡素化された手続きで、比較的容易に無線機が使用できる制度を作り、一般の人々でも現金輸送、工事連絡、販売連絡等の目的や、また干渉・混信等の妨害を与えることを防ぐため国連の下部機構として、国際電気通信条約機構(CCIR)を作り、その定めるところによっている。

我が国では上記の通信システムを電波法上簡易無線局と呼び、周波数二七MHz、一五○MHz、四三〇MHz帯に幾つかの周波数を割当てている。このうち一五〇MHz、四三〇MHz帯はそれぞれ最大出力一ワット以下に限定され、使用目的によつて、専用の使用周波数を区分して割当て、中央局に最低一名以上の電話級無線通信士以上の有資格者を置けば、それと同一ネット・ワークを組む通信網使用者は無資格者で良い。タクシーワーク等はその良い例である。

与えられないことになつてゐる。それは
(1) 日本国籍を有しない人、(2) 外国政府
およびその代表者 (3) 外国の法人、または
その団体、(4) 法人または団体で外国人が代
表者、または議決権のある外国人役員が三分
の一以上を占めるもの、(5) 法人格の無い團
体である。

次に市民バンド・ウォーキ・トーキに対し
て割当てられている周波数と出力は以下の通
りである。

の交信は不能であり、性能的にも構造的にも前述の〇・五ワットのものに比べて劣つてゐるものが多い。

運用上に注意すべきことを上げてみると、もつとも重要なことは、電波を出す前に他人が同じ周波数を使って通信が行なわれていなければどうかを、しばらく受信してみて確かめ、他人に妨害を与えないことを確認した上で電波を出すことである。またこのとき、山岳や、ヨット等に事故があり、緊急通信が行なわれていることがわかつた時は、一件が落着するまで電波の使用を控えるか、周波数を切換える。そして、電波は万人公用のものであるので、通信内容はできるだけ簡潔にし、無用の長話は絶対にしないように常に留意せねばならない。

また電波法をはじめ国際法に規定されてい

また電波法をはじめ国際法に規定されてい
る通り、他人の通信を傍受して知り得た通信
内容は、緊急の場合を除き、絶対に他人に洩
らしたり悪用してはならないことは言うまで

もない。

実際の通信の方法としては、はじめに

理局に対して簡単な所有者登録手続を申請し、免許証を受領した後運用することができる。

この免許申請に際し注意することは、申請書

それぞれ最大出力〇・一ワットの送信出力のものがある。この周波数帯のものはレジヤー

(呼出し) 相手局の呼出名称

相手局の呼出名称

一回

(通話) 自局の呼出名称 一回
市民バンド・ウォーキ・トーク
はブッシュボタン方式といつて
ボタンを押したときのみ電波が
送信され、離すと受信状態とな
る片通話方式のため、片方ごと
に送受を交代し合いながら行な
う点、通常の両通話方式の電話
とは異なり、これを間違えると
通信が混乱してしまう。

(終了)

相手の呼出名称

一回

こちらは何々または呼出名称

一回

どぞ (終了の印)

一回

通信の内容は、一度に長い連絡事項を送つ
たりせず、一回の送信内容を項目ごとに区切
つて送り、一回ごとにかならず確認する意味
で復唱する。これをいいかげんにすると、た
ちまち、伝達内容が異なってしまったり、自
分の主觀で勝手に内容を改変して伝えたりす
ることになってしまふ。これは特に中継する
ような場合にしばしば起こり易い。

特に通話をする時に次の事項、すなわち、

(1) 通話者、呼出符号、オペレータ氏名。

(2) 発信日時、発信場所。

(3) 何が、何時、どこで、どうして起こった
か。
(4) その結果どうなつてゐるか。
(5) 今後どうするのか。

(6) 今後の通信連絡の方法、次の交信時間。

については、明確に伝送し、決定しておかね
ばならない。

次に市民バンドを購入するに当つての注意
事項を述べてみると、今日市販されているト
ランシーバは、大体過去十年の経験を経て安
定な製品を出すようになって来ており、特に
業務用のものは当り外れはない。昭和三六年、
市民バンド・トランシーバの認可がされた当

時には、種々雑多のものが色々なメーカーか
ら売出され、中には大変珍妙なものまであつ
た。しかし一通り行きわたった段階では初期
の不良品も淘汰されて、良心的な信頼性の高
い製品を出していたメーカーのみが今日残つて
いる現状である。

今日では、筆者が関係して特別に研究した
ものでは、零下四〇度Cからプラス五〇度C
まで安定に使用できるものまでが作られるよ
うになり、これは日本南極観測隊の昭和基
地、南極点往復旅行や、エベレスト登頂隊に
おいて成功裡に使用されている。しかし、一

般に使用する場合には、やはり次のようない
項に注意していただきたい。
(1) 温度が〇度以下に低下すると電池の性
能が落ちるので、温める。(2) 決して水に溺ら
したりしない。(3) 電池を長時間入れっぱなし
にして、中で電池をくさらせない。また電池
は端子の接触不良を起し易いので時々電池を
動かしてやる。(4) アンテナを折りやすい。も
し折ると交換は非常にやっかいなので特に注
意せねばならない。

トランシーバは、見通しの良い平地では〇
・五ワット形では約二〇km、〇・一ワット
形では約一〇km程度の交信は通常可能であ
る。また山頂のように見通しの特に良いとき
には数十kmもとどくことがある。しかし、
超短波に近い波長の電波は直進性が強く、山
の稜線を超えたたり、ビルの陰には回り込むこ
とができる。このような場合には非常に電界
強度が低下し通信不能となる。このような時
には回折波と反射波が干渉し、場所によつて
電界強度の強弱が生ずるので、感度の悪いと
きには、少なくとも直径一一メートルの範囲
内を機器を持って移動すると感度の良い点を
見付けられる場合がある。

(よしの たけお・電気通信大学教授)